

令和6年2月

定例教育委員会議案

白杵市教育委員会

## 令和6年2月定例教育委員会付議議案 目次

報告第3号	専決処分の承認を求めることについて-----1 (教職員(小・中学校)の内申について)
報告第4号	専決処分の承認を求めることについて-----2 (給食費支払督促異議申立に伴う訴えの提起における調停の成立について)
第3号議案	令和5年度補正予算(3月定例市議会)について-----3
第4号議案	令和6年度当初予算(3月定例市議会)について-----4
第5号議案	令和6年度臼杵市奨学生の決定について-----5
第6号議案	臼杵市公立学校のあり方に関する基本方針の策定について-----6
第7号議案	臼杵市立学校管理規則の一部改正について-----7
第8号議案	臼杵市立臼杵図書館条例施行規則の一部改正について-----8

**報告第3号、報告第4号、第3号議案、第4号議案、第5号議案  
については非公開につき削除**

## 第6号議案

### 白杵市公立学校のあり方に関する基本方針の策定について

白杵市公立学校のあり方に関する基本方針を定めることについて、白杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年白杵市教育委員会規則第6号）第1条第1項第1号の規定に基づき議決を求める。

令和6年2月28日提出

白杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

#### 記

白杵市公立学校のあり方に関する基本方針を別紙のとおり定める。

#### 理 由

今後の公立学校のあり方に関する検討を進めるため、白杵市公立学校のあり方に関する基本方針を定める必要があるので提出する。

## 第7号議案

### 白杵市立学校管理規則の一部改正について

白杵市立学校管理規則の一部改正について、白杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年白杵市教育委員会規則第6号）第1条第1項第2号の規定に基づき議決を求める。

令和6年2月28日提出

白杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

白杵市教育委員会規則第1号

### 白杵市立学校管理規則の一部を改正する規則

白杵市立学校管理規則（平成17年白杵市教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「いう。）」の次に「、専門幹」を加える。

第24条第5項中「主幹（）」を「専門幹又は主幹（これらが）」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

学校事務職員について、新たに専門幹の職を設置する必要があるため。

## 第 8 号議案

### 白杵市立白杵図書館条例施行規則の一部改正について

白杵市立白杵図書館条例施行規則の一部改正について、白杵市教育長に対する事務委任規則（平成 17 年白杵市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 1 項第 2 号の規定に基づき議決を求める。

令和 6 年 2 月 28 日提出

白杵市教育委員会教育長 安 東 雅 幸

白杵市教育委員会規則第 2 号

### 白杵市立白杵図書館条例施行規則の一部を改正する規則

白杵市立白杵図書館条例施行規則（平成 17 年白杵市教育委員会規則第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の見出し中「利用カード」の次に「の取扱い」を加え、同条に次の 2 項を加える。

- 3 利用カードの有効期間は、5 年とする。
- 4 貸出し利用者が、利用者カードの有効期間を超えて、引き続き館外貸出を受けようとするときは、利用者カードを更新しなければならない。

附 則

この規則は、令和 6 年 12 月 1 日から施行する。

理 由

利用者情報の適正管理のため、有効期間を設定する必要があるため。